

令和４年第４回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 令和４年８月１２日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 小 菅 康 子	２ 番 田 中 陽 介
	３ 番 石 川 恵 美	４ 番 村 田 弘 行
	５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
	７ 番 益 川 教 智	８ 番 東 郷 克 己
	９ 番 服 部 嘉 雄	１ ０ 番 奥 山 文 市 郎
	１ １ 番 山 崎 有 子	１ ２ 番 山 本 剛
	１ ３ 番 鈴 木 市 朗	１ ４ 番 山 崎 敦 志
	１ ５ 番 橋 俊 明	１ ６ 番 岩 井 智 恵 子
	１ ７ 番 稲 垣 誠 亮	１ ８ 番 荒 川 泰 宏

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	市立野洲病院長	福 山 秀直
政策調整部長	赤 坂 悦男	総 務 部 長	川 端 美香
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布 施 篤志
市立野洲病院事務部長	武 内 了 恵	教 育 部 長	馬 野 明
政策調整部次長	小 池 秀 明	総 務 部 次 長	井 狩 勝
広報秘書課長	江 口 智 紀	総 務 課 長	山 本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義 幸	書 記	井 上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 6 3 号から議第 6 8 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて(令和 4 年度野洲市一般
会計補正予算(第 7 号)) 他 5 件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

議第 6 3 号 専決処分につき承認を求めることについて(令和 4 年度野洲市一
般会計補正予算(第 7 号))

議第 6 4 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算(第 8 号)

議第 6 5 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算(第 2 号)

議第 6 6 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 6 7 号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第 6 8 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例

開会 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 0 分) おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 4 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者に対し、録画、録音、写真撮影等を許可します
ので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに送付の
文書のとおりであります。

（日程第１）

○議長（荒川泰宏君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第３番、石川恵美議員、第４番、村田弘行議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（荒川泰宏君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

（日程第３）

○議長（荒川泰宏君） 日程第３、議第６３号から議第６８号まで、専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第７号））他５件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第６３号専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第７号））、議第６４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第８号）他、補正予算１件、議第６６号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例他、条例制定改廃２件。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和４年第４回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本臨時会におきましては、議案としまして、補正予算の専決処分 1 件、補正予算 2 件、条例の改正 2 件、条例の制定 1 件の合計 6 件を提案いたしますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議第 6 3 号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 7 号）については、歳入歳出総額にそれぞれ 2 7 2 万 9, 0 0 0 円を追加しました。補正の内容は、総務費において本市の電力供給契約を締結している事業者が、契約途中で電力小売業を廃止されたことに伴い発生する損害等に関し、損害賠償請求を含む早急な対応を進めるための費用を追加したもの、及び民生費において本市に対し損害賠償請求事件の調停が申し立てられたことに伴い、対応に係る弁護士費用を追加したものです。また、債務負担行為の補正につきましては、総務費の損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料を追加しました。

次に、議第 6 4 号令和 4 年度野洲市一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算それぞれに 4 6 3 万円を増額します。歳出の主な内容は、野洲市民病院の整備を円滑に実施するために設置する野洲市民病院整備事業顧問の委嘱に伴う報酬などの追加、及び病院事業会計において実施する基本構想、基本計画見直し業務に係る出資金を追加します。これに対する歳入につきましては、収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

次に、議第 6 5 号令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、予算第 3 条の収益的支出を組み替え、予算第 4 条の資本的収入及び支出を 4 0 0 万円増額します。歳出の主な内容は、収益的支出では、令和 4 年 9 月 1 日付で、より専門的観点から経営及び事業管理を図るために設置する病院事業管理者に係る人件費を組み替えて計上します。資本的収入及び支出では、野洲市民病院整備基本計画の修正を行うため、修正業務委託料を資本的支出に計上し、これに対する一般会計からの出資金を資本的収入に計上します。

次に、議第 6 6 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年 4 月 2 8 日付の住民監査請求に係る監査結果について、監査委員より、病院設置条例について解釈の違いを生じさせないようにする必要が示されたことを踏

まえ、現状の病院の名称及び位置を本則でうたい、これにより付則でこれらの読替えの経過措置を削ろうとすることから、当該条例に関して、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は監査委員が示された必要性に可及的速やかに応じるべきと認識するとともに、新たな場所における整備基本構想、基本計画が成立したときに施行することが妥当であるとの考えに至ったことから、第7条第1項の改正規定を除き、令和4年9月2日以降の規則で定める日から施行しようとするものです。

次に、議第67号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、病院事業管理者を設置しようとすることから、当該条例に関して所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和4年9月1日から施行しようとするものです。

次に、議第68号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、野洲市病院事業において、より専門的観点から病院の経営及び事業管理を図るため、病院事業管理者を設置することに伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、新規に条例を制定し、病院事業管理者の給与及び旅費に関し必要な事項を定めようとするものです。

なお、本条例は令和4年9月1日から施行するものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） これより、ただいま議題となっております議第63号から議第68号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。再開時刻は追って連絡いたします。

（午前9時10分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第2番、田中陽介議員。

○2番（田中陽介君） 皆さん、改めまして、こんにちは。第2番、田中陽介です。

議案質疑を始めさせていただきます。

まず初めに、議第64号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

まず1つ目、今回顧問の予算がついておりますけれども、顧問を置くこと自体は特に否定するものではございませんが、かつて福山院長も顧問をされていました。1つ心配なのは今回の顧問設置によって、病院整備が特定の企業や団体の利益につながるようなバイアスがかかるようなことはないか、そういったことにならないことを担保できるかを問わせていただきます。

次、2点目、野洲市民病院整備基本計画修正業務委託作業に関しまして、特別委員会や前の議会などにおいて、病院長からコンセプトの変更が必要であるというような見解が述べられておりました。部長会議でもそうしたご指摘もありまして、担当部からは具体的な変更点を指摘してほしい、それは議論の中でという話ですけれども、そういうこともありました。それに対しての答えというのは書いていなかったんですけれども、一見、私から見てもこの基本構想の部分に関しては、結構、基本的な部分、この野洲市に必要な部分というものが書いてありまして、基本設計で具体的にどこを変更したらいいかという、なかなか私自身も分からなかったんですけれども、今回、この場所を変更するということに当たっての修正業務委託作業に関して、この構想、コンセプトの部分の変更は具体的にどのような変更が必要だと感じておられるのか、現場の責任者であり、医療の専門家である病院長に聞きたいと思います。

そして3点目、今回、場所を体育館横に変えるということで、スポーツ推進審議会のほうに答申を求められておりまして、先日、3回目の審議会が終わりました。この際の審議会の答申内容というのがどのような内容であったかを教育長に伺います。

そして4点目、この答申に対してこの予算を使って、今、委託業務をしていくということになっているんですけれども、整備担当として、こういった見解を持っておられるか、政策監にお伺いいたします。

以上4点になります。よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議第64号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第8号）についての田中議員のご質問の1問目についてお答えをいたします。

顧問設置によって、病院整備の特定の企業や団体の利益につながるようなバイアスがかかるようなことはないかというご質問ですが、全くご心配はないと考えております。念の

ために、顧問予定者について申し上げますと、これまで公的な学術機関や医療機関で長年公務員の医師として、第一線でご活躍いただいた先生であります。そして、今現在は、医療機関で非常勤のドクター等としてご勤務されておられる方ですが、特定の法人の常勤職であったり、個別の法人の意思決定に関与できるラインには既におられず、現在、極めて中立的な立場におられる方であることを確認いたしております。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 田中議員の２点目のご質問についてお答えいたしたいと思います。

Bブロックでの基本構想というのは、私がコアのところはかなり変えたので、よく分かっているんですが、市民病院が目指すべきいくつかの、６つぐらい変えたんですが、その病院像については、基本的には変わらないということを前提に、まず１点目としては、変えるほうがいいのか、病院の場所が変わるということを前提に考えますと、健康維持の機能を果たす健診、こういうものを郊外ではやりにくいかなということがあります。

それからもう１点は、市内の開業医の先生の補完的役割を、今の野洲病院もそうですが、果たしているわけですね。夜とか時間外に、ないしは休日の救急というのは、野洲市の場合はほとんどがうちへ来ています。そういうような、いわゆる補完的な役割ということだけをやるのはちょっとなかなか大変かなということはあるので、できれば、何らかの特化した専門的な機能を持つ病院にする必要があるということが、場所がどこになるかというのは難しいんですけども、私が言うことではないんですが、いわゆる郊外なんかに変更した場合にはそういうことを基本構想から見直す必要があると。これは、普通、病院を造るときにはまず基本構想というのをきちっと固めてからやるべきことであって、そういうことで変更したほうがいいのかという話をしてきました。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、田中陽介議員のご質問の３点目についてお答えをいたします。

去る８月１０日開催の第３回野洲市スポーツ推進審議会で議論されました答申の内容についてお答えをいたします。

まず、今回の答申は、総合体育館横の温水プール跡地での野洲市民病院整備に対する今後のスポーツ振興を図る上での影響等について、専門家からの意見を求めるために諮問を

行ったものでございます。

野洲市スポーツ推進審議会では、この諮問に対しまして、2つの視点で審議をされました。

1つ目は、短期的視点として国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への影響に対して必要とする対策についてのものです。

2つ目は、中長期的視点として総合体育館で行われるスポーツ振興事業への影響に対して必要とする対策について審議をされました。

そのうち、1点目の短期的視点における意見につきましては、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の運営に支障を及ぼすことから、病院工事の着工を大会終了後にすべきとする意見がございました。ただし、病院事業の重要性を認識した上で、大会終了後の着工が困難な場合は対策を講じて実施すべきとされています。その対策の一例を申し上げますと、中央競技団体の正規視察において確認されました駐車台数を確保すべきとするものです。

2点目の中長期視点では、総合体育館利用者と来院者との動線が確保されるよう、建物間に十分な距離を確保すべきとするものです。また一方で、総合体育館と野洲市民病院が隣接することで双方の連携による新たな事業展開等の利点を期待する内容も示されております。

これらの意見を答申案として審議をされました。

答申書は、来る8月19日に野洲市スポーツ推進審議会会長から私に手渡され、その後、ホームページにて公表する予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 続きまして、4点目、今回のスポーツ推進審議会からの答申についての整備担当としての認識について、お答えをさせていただきたいと思えます。

一昨日8月10日の第3回の会議におきまして決定をされました内容を確認させていただきましたところでございます。全体といたしまして、スポーツ推進の重要性を実直に答申されながら、病院整備の重要性も併せてご理解をいただいていたものと考えております。また、具体的な指摘事項につきましても、先日の特別委員会の資料の中でもご配布を申し上げましたとおり、当部からの対策案をしっかりと実行することによりまして、全てお

むねご所望に対して応じられるものというふうに考えております。当部といたしましては、今回の答申を真摯に踏まえ、十分な対策を講じ、スポーツ振興と地域医療が近傍にあることを活かし、共に連携しながら発展していく施策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） ありがとうございます。

それでは、今の答弁を踏まえて、再質問をさせていただきます。

2つ目の院長がお答えいただいた部分なんですけれども、院長はこういうふうな意見を持たれておるということなんですけれども、この予算にありますこの修正業務の中で、進め方として、しっかりそういった病院長の意見であるとか病院の意見等を検討したものが次ちゃんと成果として出してこられないと、またちょっと話がややこしくなると思っております。なので、この予算をしっかり使う中で、しっかり病院長の所見、見識等も踏まえて、こういう合意形成をしっかりしていただけるものを最終的に出していただけることを私はお約束いただきたいんですが、この予算でそこまでちゃんとやっていただけるということ、こちらは政策監のほうに約束いただけるかというところをお伺いしたいです。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 予算につきましては、基本計画の見直しといいますか、修正支援という形でご提案を申し上げている予算でございますが、基本計画、さらに基本構想の一部にも関わってくるかもわかりませんが、その点につきましても、今後、病院の皆さんとの意見交換を始めて、協議を進めてまいりたいと思っておりますし、関係機関におきましても、十分な協議を進めた上で、最終的には評価委員会に諮って、特別委員会でお認めいただくというような流れを想定しておりますことを、まずもって、以前にもご説明させていただいたところでございます。そのとおり進めさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） すみません。分割やったのに、一問一答みたいに質問してしまいました。なので、これ、3問目です。これが3問目になります。

はい、分かりました。

そしたら、次はそこが庁内でしっかりまとまったものが出てくるということを今お答え

いただきましたので、先ほど再質問するのを忘れていました。

3つ目のスポーツ審議会の部分なんですけれども、こちらも短期的視点でおよそ4つ程度、長期的で6つ程度の課題解決、こういうのをしてくれということが出されていて、今、おおむねできるでしょうというふうにおっしゃってはいるんですけれども、これも今回のこの修正業務の中で、これにかかるコスト、これを短期的も長期的も含めて、しっかりと併せて出していただかないと計画としてなかなか難しくなってくると思うので、そこも併せて、しっかりと出していただける予算であるということを確認させていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ありがとうございます。

基本的に今回基本計画修正業務の検討支援業務の内容につきましては、絞り込んで予算を計上させていただいておりますので、どこまで踏み込んだ事業費が出せるかということなんですけれども、可能な限り検討してまいりますけれども、その後の事業化に至ります際に、設計業務という中でも検討していく項目も中には出てまいりますので、そういったことにも考慮しながら、できる限りの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） では、この表に従って、65号に移らせていただきたいと思います。では、議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）の議案質疑に移らせていただきます。

まず1つ目、現在の事業管理者でおられます市長の現在の仕事内容、実際行っている業務をお願いします。

そして2点目、今回設置しようとする事業管理者に期待するといいますか、していただく仕事内容、業務を伺います。

そして3点目、今回は滋賀医科大学から教授クラスの方が大学の意向でということで、説明を聞いております。どちらかというと、人事ありき、来ていただくことが大事で、だからこそ管理者を設置しているというのが流れなのかなと私は理解しているんですけれども、過去、現在時点において、その管理者となられる方は現在は野洲市民病院に働いていただいているわけなんですけれども、教授として、医師の派遣等、野洲市立病院に対してどのような支援、一緒に頑張ってきていただいておりますのか、例えば医師の派遣等、そ

ういったところをお伺いいたします。

次、４点目、事業管理者としての給与というのは、常勤の医師手当とこの管理者の手当を足したものであるということになるわけですが、管理者手当はともかく、常勤医師としての時間が普通のハイクラス常勤医師と比べて、当然制限されることになると思います。そうした制限があるにもかかわらず、基本的にはほかの医師と同じ、同等の給与ということになると、ほかの医師に比べて費用対効果といいますか、公平性のほうが保てているかということが心配になります。そして、それがもし保てるということになれば、どのような効果を期待されているのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 議第６５号令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）についてお答えをいたします。

１点目、現在の事業管理者の権限を行う市長が実際に行っている仕事についてですが、概略的に申し上げますと、病院の運営に係る重要事項の最終判断です。また、病院の対外的な事項に対応するのも管理者として、今、市長が執行している仕事であります。病院の対外的なことと申しますと、こういった議会の対応や議案に係る手続もそうでありますほか、滋賀医大などの関係機関との調整も協議も、管理者として市長が担っている仕事であります。

次に２点目、今回設置しようとする事業管理者が就任された後の仕事であります。まず概略的に申し上げますと、今の経営管理の全ての最終判断と責任のほか、新病院整備に向けた取り組みを開設者である市長執行部とともに担い、邁進していただくことになると考えております。

なお、日々の業務について一部具体的に申し上げますと、今は事務委任規程によって、管理者市長から病院長に委任されている仕事である病院に係る対外的な申請、通知、進達等の行政的行為の決定、大半の契約行為、財産管理などの経営、院内の重要会議の運営などを、今後は管理者が院内で直接担っていただくことが叶います。これにより、新病院整備や診療をやりながら、病院長が大変多忙にご対応いただいていたところから、今後は管理者が専従することで、さらに専門的、専従的に執行されることが可能になり、結果、病院の医療内容や運営の充実も図れるものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 武内市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 3点目のご質問にお答えいたします。

医師の派遣はということでしたので、現在のところ、医師の派遣はございません。

続きまして、4点目のご質問にお答えさせていただきます。費用対効果や公平性については、医療の特殊性などを鑑み、一概には比較はできないものと考えております。また、その効果や期待については、今までのその方の経験と知識を活かしていただきながら、さらなる安全かつ上質な医療サービスの提供を期待するものでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 1点目、2点目からです。先ほど答弁いただいたように、今、市長から院長に委任されている部分というのがあると。その部分が管理者の責任というふうにされるということをお伺いしましたが、現時点でその役割を委任されておられる病院長に対して、今回その役割を管理者に引き渡すというか、役割を分担して行うという議案のほうになっているわけですが、それに対するそのメリットと妥当性、必要性、そういったところをどのように感じておられるかというところをお伺いいたします。

もう1点ですね。そして、2点目。先ほど3問目ですけど、医師派遣は現状はないということなんですけれども、今回、そして野洲市、直接関わることになるということで、医師派遣も含めて、そういったところは今までとは違うと考えて、そこが強化されるというふうに、それはこちら議会としても期待していいのかというところを確認させていただきます。そういったところが強くなるという説明は以前に受けたと思うんですけれども、そこをもう一回再確認させていただきます。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後1時23分 休憩）

（午後1時23分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福山野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） では、僕もどちらに質問されているのか分からなかったです。すみません。

現実的なことを言えば、いわゆる医療管理者的なことをやっていますし、今、ご存じのように、県立総合病院で医療の連携もやっています。それから、今度、精神医療センター

ともやるんですが、そういうようなことに関して、いわゆる医療とか病院長の仕事に関する業務が圧迫されているという感覚は、僕は持っていません。前もお話ししたと思うんですが、もっと大きい病院だと、何か医師が今16人しかいませんので、管理が楽というか、変な言い方すると、別にそんなに仕事量が多いわけではないんですね。看護婦のほうは看護部長が全部やるので、特別僕が云々するわけではないですし、大体は分かっているんですが、例えば複雑な勤務体系というのは、とても口を出すようなところではありません。ほかのいろんな病院全体の管理に関しては、先ほども言いましたように、大きい病院だとこれは目が届かないので、当然ですけども、そういう病院管理のこういう機械が要るとか、こういう新しい人材が要るとか、そういうことを考えなくてはけないんですけど、実際に今の規模で、前から言っていますけれど、これ、200床以下を中小病院という呼ぶわけですけど、については、そんなに大きな問題はないという具合に考えていますので、やっていただける方がいれば、それはもうそれで、別に僕の仕事が減るだけですので、楽は楽だということです。

○議長（荒川泰宏君） 武内市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

潤沢な医師の派遣というのはなかなか難しいと思いますけれど、やはり今まで以上に連携が図れて、それなりの関係が築けていけるのではないかなというふうに想定しております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 田中議員。

○2番（田中陽介君） 先ほどの院長の答弁でいきますと、いることによって、プラスの部分も多少あるということで、それ、確かにいろんなルートからいろんな力が働くというのは、普通に考えても悪いことではないと思いますし、それだけの余裕といいますか、費用対効果があるのであれば、全く問題ないのかなとも思っております。

ただ1つ、先ほどの医療連携、それと今、県立総合であるとか、今進めておられるいろんな関係性の中がダブル、二重構造になるとちょっと問題かなと。今現在、管理系のことを院長が担われておるので、そこの引き継ぎといいますか、しっかりそこは両方が活かせるような形で連携できるかどうかというのが、今回の事業管理者が生きてくるかどうか、非常に重要なところになってくるとは思います。そこに対してしっかりと、それを損なわない、お互いの力を削り合って、足を引っ張り合うようなことがないように、そういった

ことがないという、ちゃんとできるということを確認させていただきたいんですが、こちらに関してはどうですかね。院長、では、そういったことで、お互いに力を活かしていけるかということでお伺いしたいと思っています。その1点、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 別にそんなに仲が悪いわけでもありませんし、先ほど言ったように、やっていただけたところはちゃんとこれまでの経緯を含めて、引き継ぎを行うと。これはどこの病院でもそうですけど、必ず院長が替わるときもそうです。引き継ぎはちゃんとやりますので、そういう業務に関しては、大学の教室はもうばっさばっさと切れるんですが、病院は、やっぱり継続性が必要ですので、ちゃんとした引き継ぎはやるつもりでおります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、益川教智です。

議第64号令和4年度野洲一般会計補正予算（第8号）について質疑させていただきます。

本議案においては、野洲市病院事業顧問設置に伴う報酬が計上されています。この点について、顧問設置の必要性を改めて確認させてください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）についてお答えいたします。

市民病院整備事業顧問は、市が進める野洲市民病院の整備事業について高度な医療、医療経営の専門知識を活かし、市長や病院事業管理者、その他関係職員に対して助言をしたり、相談に応じたりするほか、関係医療機関や医療関係者との調整補助や支援を行っていただくことを予定いたしております。また、評価委員会や議会の特別委員会を想定しておりますが、当該会議の議長の許可を得て、病院整備に関する会議に出席し、意見を述べることも役割と定めることとしております。顧問については、以前の駅前Aブロックでの計画を推進するために、もともと制度としては設置されていた特別職であります。今の本市のように、新しい病院を整備するという重要局面を迎えようとしている中においては、その設置が改めて必要となっているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 先ほど栢木市長は「議第65号」とおっしゃった気がするんです

が、第64号でお尋ねをしているかと思います。

○市長（栢木 進君） すみません。間違っていますか。訂正させます。

○7番（益川教智君） 今、市長のほうに改めて、この顧問の設置についての必要性についてご説明いただきました。顧問については、この整備事業に関して様々なご意見を賜るということで、本来、私は顧問に関しても病院事業管理者に関しても福山病院長のご意見をしっかり聞いた上で、協議をして、院長の意見を反映させつつ、栢木市長の望む方向とこのを見定めていかれるのが筋かなと思っております。

今回顧問が必要だということですが、まず1点、今回栢木市長はプール跡地での病院整備というのを提案されていますが、その決定に至るまでに、様々な関係者、医療関係者、医療従事者等々専門家から、ご意見を賜ったということをおっしゃっておられました。一方、先の特別委員会において、最初に私が湖南メディカル・コンソーシアムの加入に関わる虚偽答弁の疑いの問題について言及した際に、栢木市長が今回プール跡地での提案の際には、その法人の関係者とは全く相談をしていないということを答弁されました。となると、今回の顧問の方は、医療の専門家であることはもちろん、この現状の野洲市の病院整備について精通した方ということが考えられますので、湖南メディカルと関連している方、していた方が顧問になるのではなく、プール跡地について協議されていた方になるかと思いますが、そこについての認識をまず1つお尋ねします。

2点目です。事業管理者と顧問というのが今回併せて提案されています。事業管理者に関しては年間2,500万ほどの予算が必要だということで、一方、顧問については、年間恐らく100万もいかないと思います。機能として重複するところがあるかと思いますが、これ、そもそも顧問の方がおられたら、顧問の方に意見を聞きつつ、病院長との意見を聞きつつ、そういう形でやっていったほうが費用対効果の面でいいかと思うんですけれども、その点に関してどう考えているのかが2点目です。

顧問の方には新病院整備についてのご意見をいただくことになるということで、今ご説明いただきましたけれども、先ほど、これからの修正計画を進めるに当たって、政策監のほうから、その中では病院長の意見も聞くということを言われました。その中では顧問の方も病院長の方も、皆さんでどういう形ですのかということをお話し合いされるかと思っています。

そこで、ちょっとお尋ねするんですが、今回のプール跡地での基本的なコンセプトに関しては、駅前とは変えないということで説明をいただいているかと思います。一方、先ほ

どの病院長の答弁でも、病院を造る際には基本的なコンセプト、基本構想をまずしっかりつくるんだということを言っておられました。

そこで、病院長にお尋ねします。今回基本計画の修正案というものが出されていますが、この修正案で、あちらで、プール跡地で建てる際に、この基本構想のところにまで踏み込んだ形でできるのかということを、まず抜本的に変える必要があるのかどうかということについて質問いたします。

以上3点、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1問目のコンソーシアムとの関係と申されましたですけれども、これ、人事案件でございますので、関係されておられたのか、おられていないのかということとは控えさせていただきます。

費用対効果、管理者がいて、院長がいて、顧問を置いてするよりもというようなお話で、費用対効果が生まれるのかということでございますけれども、必ずしも1人の先生が全て、スーパーマンじゃないわけですから、全部網羅されておられるわけではないと思いますので、野洲市にとって病院整備を進めていく中で、この顧問に就任していただこうと思っている方は、病院の整備についても、運営についても、かなり長けた方だというふうにお聞きしておりますので、費用対効果が十分あるというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 基本計画ですから、市民のための病院だというようなコンセプトはそんなに大きくは変える必要はないと思うんです。場所、場所によって、ある程度の特徴を持った病院を造る必要があるので、駅前だったら健診とかそういうような誰でも人が来れるようなところのものですし、ある程度郊外であれば、特色のある、あそこへ行ったらこの病院、病気を診てくれるというような、非常にちょっと例を出すと、近江八幡なんかは循環器、心臓のほうですね、循環器って。というようなことをやっていますし、いろんな病院がいろんな特色を持ってやればいいので、ここらあたり、ちょっと大きい病院が多過ぎて、急性期病院ばかりなので、特色のあるようなリハビリテーションとか、そういうものを主にやるとかそういうような、いわゆるちょっとコンセプトは少し変えないと、皆さんのかかっている、いわゆる開業医の先生のバックアップというようなものだけではちょっと難しいかなというのがコンセプトとしてはあるかなと思います。だから、そういうところを書き加えていく、ないしは書き換えていくということが必要なので、

抜本的に全部を書き直してしまうということではありません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。

ちょっとすみません、質問が長くて、趣旨が伝わらなかったのかなと思いますが、今回その顧問の設置と事業管理者の設置を出されていますが、顧問の方にいろいろなアドバイスを聞いた上で進めていくのであれば、そもそも事業管理者の設置というのは本当に要るのでしょうか。その点について、顧問だけにしたほうが費用対効果の面で優れているのではないですかという趣旨で質問いたしました。その点について、改めてお願いします。

もう1点は政策監にお尋ねをいたします。今ほど、病院長から答弁いただきました。一定のコンセプトの変更は必要だと、ある程度何かしらに特化したものであったり、そういうことが必要だということですが、この基本計画の修正の中で、そのような病院長の意見を踏まえた協議も重ねて、そのような意見も踏まえた上で、修正を行われるのかどうかということについて確認させてください。

以上2点です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 顧問を置いて、それで病院整備について十分いろんな話をお聞きして進めたほうが、管理者をわざわざ設置して、それよりも費用対効果が上がるのではないかというご質問だと思うんですけども、顧問はあくまでも顧問ですので、主体となって、ご相談はもちろんできるんですけども、される方ではございませんし、管理者というのは、先ほども田中議員にもご説明しましたように、あらゆる職務もございますので、そういうものも踏まえた上で病院整備に関して中心的にさせていただくということでござりますので、職務がまた重なるというよりも、顧問はどちらかといえば、補助的なお立場で専門的な意見をいただくということになりますので、特にどちらかを選ぶという問題ではないというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先ほどの田中陽介委員のご質問の回答でもあったかと思うんですけども、病院長のほうからもお答えがありました。基本構想におきまして、新たな病院が目指すべき病院像、これは大きく変わらないという前提に立った上でのお話かというふうに認識をしております。ただ、その観点の中で健診機能をはたして果たせることができるのかというようなご懸念もあるということでござりますのと、さらには開業

医の補完的な役割のみならず、専門的な機能を持つ部分、これをさらに追加する必要があるのではないかというようなご意見かなというふうに思っております。それにつきましても、十分病院サイドのほうと協議をさせていただきながら、交渉の是非について確認をさせてもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど益川議員からご指摘いただきました、一番最初に「議第65号令和4年度」というふうに申し上げましたけども、「議第64号令和4年度野洲市一般会計補正予算（第8号）について」の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では続いて、議第66号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

本議案では、野洲市病院事業を行う位置についてAブロックから現在運営されている場所への改正案が提案されています。

そこで、お尋ねいたします。前回定例会での否決を受け、今回、同一条例ではありますが、位置についての条例案と事業管理者についての条例案が分割された形で提案されています。その点についての認識をまず1点お伺いします。

続いて、本条例案の施行期日について白紙、規則に任せるという形での提案がされていますが、この点、理由を確認させてください。

もう1点、今回の条例改正案は、前述のとおり、今お話ししましたとおり、施行期日が定まっていません。その場合、施行期日までの間、病院の位置は条例上どこで運営されていると解釈されることになるのか、お願いします。

以上3点です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず1点目の条例案を分割した形で提案する趣旨はというご質問にお答えいたします。

今回の改正条例の再提案に際しては、6月定例会の結果を踏まえ、この2つの項目ごとに条例を分離し、2つの改正条例を1つずつ審議、採決いただけるよう、議案を分けることでより多くの民意を生かせるよう対応したものでございます。

次に2点目、条例案の施行期日について、規則へ白紙委任となっているその理由はとい

うことですが、施行期日については、提案理由をご説明申し上げたとおり、監査委員が示された必要性に可及的速やかに応じるべきと認識するとともに、新たな場所における整備基本構想、基本計画が成立したときに施行することが妥当であると考えており、その時点で規則を定め、施行することを予定いたしております。新たな病院整備に関する計画は未定稿の状態であることから、本市が新病院整備を進める政策として、基本計画が成立することにより、政策的な空白期間を生まないよう考えに至ったものでございます。

3点目の条例案の施行期日までの病院の位置は条例の解釈上はどこになるのかとのご質問にお答えいたします。施行期日までの病院の位置は、現在の条例規定において、付則第2項の規定において経過措置を規定していることから、野洲市小篠原1094番地で市立野洲病院が適用されているものであります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、再び質疑させていただきます。

前回の否決を受けて、今回、またほぼ同一内容の議案が出されていますが、様々な協議であったり、分析であったり、そういうものがあったかと思います。その点、協議の点について、7月25日の部長会議の要録におきまして、どなたか分かりませんが、こういう発言がありました。市長は病院整備を最重要課題であり、丁寧に話すことを心がけたいと言われたが、4議案が否決された後、病院事務部は今後の進め方について一切話を聞いていない。もう少し我々と話をしていただきたい。それに対する返答、これも誰か分かりませんが、特別委員会の開催について急遽決定したものであり、現状として協議ができていないが、審議内容や資料等について事前に協議を行いたいという言及がありました。

また一方、栢木市長はパワーハラスメントの認定を受けて、「病院問題に関する協議や、やり取りにおきまして、私と幹部職員との間にコミュニケーションが不足していたと認識、反省しております。今後は、このことを肝に銘じて、あらゆる業務におきまして、職員の皆さんとコミュニケーションをより一層大切にし、しっかりと意思疎通を図ることで、お互いの考えをより深く理解できるように一生懸命に努めてまいりたいと思います。」とあります。今回の臨時会は、これは言うまでもなく、招集権者が市長でありますので、市長によって招集されて、今、私たちが集まっているということでもあります。でありますと、当然、そこまでの間で、現場の意見、協議を十分重ねられたと思いますし、今ほどの要録であったり、市長のコメントからは当然病院事務部とも様々な協議がなされたと思いますが、なされたか、なされていないのか、またなされたのであれば、どのような形でなされたの

かということについて確認させてください。

2つ目、本条例案の施行期日について規則への白紙委任となっていること、この理由について、今、一定ご説明いただいたかと思いますが、この点について副市長にお尋ねしますが、今ほど市長から答弁ありましたけれども、副市長はもともと県の職員としてやっておられましたが、このような形で施行期日に関して白紙の状態で規則に委任する、こういうようなことは通常あり得ることなのかどうなのか。私がいろいろなこういう法令の解説書を読んでも、このようなものは法的安定性や予見可能性の観点から適切ではないと書いてあるものしか私は見られませんでしたし、ちょっとインターネットで調べても、そのようなことが書いてあります。この点について副市長の認識をお伺いいたします。

3点目、病院の位置については、付則で定められている1194、現病院になりますということをおっしゃられましたが、であるならば、そもそも今回、条文上、Aブロックではなくなりますけど、今回の変更はそもそも必要でないのではないのでしょうか。また、監査委員の意見を受けてということでありましたが、前回の定例会において、監査委員である東郷議員は理由を述べて反対されておられます。つまり、その監査委員の指摘に対する執行部の対応というのは、そもそも間違っていたものであり、この提案というのは必要ない、そもそも失当であるんじゃないのでしょうか。

以上3点、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 部長と担当者との協議をどのようにしたかということでございますけども、市の業務、病院にのみならず、いろんな部署、関係、いろんな諸問題がございます。その都度、各部署全員とお話しするということはいたしておりません。やはり、担当部署の部長を通じて協議をして、そして前に進めていっている、それを集約して実施しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） 2点目の規則への委任についてお答えさせていただきます。

議員は白紙委任ということでおっしゃっておりますけども、先ほど市長からも答弁いただきましたように、新たな場所における整備基本構想、基本計画が成立したときに施行するというのを、あらかじめめどを申し上げての委任ということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 現在の病院に関します条例の規定についての監査委員さんからのご指摘ということでございますけれども、４月２８日の監査結果通知によりますと、新病院建設の宣言条例という意味合いと現行市立野洲病院の設置等に関する条例という２つの意味合いが内在しており、解釈が曖昧となって、理解しにくいものとなっていることがこうした監査請求があった要因であるというようなご指摘でございました。これを踏まえまして、速やかに条例については解釈の違いを生じさせないように、市民の皆さんの理解を得られるよう努力をしていくというようなことが必要であるというようなことから、速やかに条例改正をしていこうということで、まず１点目に、早期にＡブロックの規定を削除するようご提案申し上げたところでございます。

一方で、現病院につきましては、付則の中で経過措置が規定されておりますので、そのことを読み切る中で、十分対応が可能であるというふうになっている状況でございますけれども、そもそも、先ほど申し上げましたように、そうしたことが分かりにくさを生んでいるというようなことから改正をするというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後１時５５分 休憩）

（午後１時５５分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 先ほど申し上げましたように、今回の件につきましては、白紙委任ではなく、基本計画が成立したときに施行することが妥当と、めどをお示しして、委任をするものであると考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○７番（益川教智君） 今の栢木市長の答弁で、病院事務部長を通して協議をしている等の話がありましたけれども、端的にお尋ねしますが、事務部とこの病院関連の議案について否決を受けたときに、事務部としっかりとこの件について協議をされたのか、されていないのか、その点についてお尋ねいたします。

２点目、副市長は、今、白紙委任ではないということをおっしゃいました。一定のめどを示しているということもおっしゃられました。であるならば、これも十分ご存じだと思

うんですけれども、通常、そのめどがあるのであれば、公布からいついつまでの間に規則において定めるというような表記をするということが一般的であろうかと思います。提案理由の説明だけではなく、そうやって条例に入れていくというのが普通の一般的なやり方だと認識していますが、それでもなお、この前、全員協議会において副市長がこのやり方は適切であると答えられたように、本当に適切だと言えるのか、もう一度、ご回答をお願いします。

あと３点目、この病院の位置についてですが、今回病院の位置について今の病院のところに戻すということで、解釈の違いを生じさせないということではありますが、先ほどのやり取りとちょっと整合性が取れているのか分かりませんが、施行期日についての考え方として基本設計など一定めどが立った場合に施行期日をそこに合わせていくというようなことをおっしゃられましたが、そのときは現病院にただ戻るというだけで、何をもってプール跡地での基本設計が、基本設計について、例えば予算が議決されたとき、なぜそのときが施行期日のタイミングになるのか、その点についてちょっと理解が困難なので教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 事務部との協議についてでございますが、特に病院事務部の職員を集めてどうのこうのということはありません。部長を通じて否決されたことに関して、これをまた進めていかないかという中で協議はして、それで進めております。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） 議員ご指摘のとおり、そういう形で明記をしてするケースは多いと思います。ただ、今回の場合、一定基本計画が成立したときという明示をしながら、さらには評価委員会の議論であったり、特別委員会の議論であったり、そういうものを踏まえた上で今回施行するということを想定しておりますので、今回の規定の方法は可能ではないかと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 今、副市長のほうからご答弁申し上げましたとおりでございます。現在の病院整備に関します計画につきましては、ご承知のとおり、基本計画が未定稿の状態でございます。つまり、新病院整備を法的に進めているというような担保、これが未定稿の状態にあるというようなことでございますので、市の政策として新病院を進めるということを継続的に行うということから、政策的な空白期間を生まないよう

に考えが至ったということは冒頭、市長のほうからご答弁申し上げたところでございます。本来ですと、6月定例会でご提案申し上げておりましたのは、速やかに施行をというようなことで期日を定めて施行させていただくことをご提案申し上げておりましたけれども、6月議会での否決を受けまして、そうしたことに十分考慮させていただこうということから、今回の提案に至ったところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時01分 休憩）

（午後2時01分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、小菅康子議員。

○1番（小菅康子君） 第1番、小菅康子です。

それでは、私は、議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

なお、本補正予算は、市民病院整備基本計画修正業務委託料及び市民病院管理者設置とこれに伴う管理者の給与等の補正であります。よって、議第64号、議第67号、議第68号も踏まえて、質問させていただきます。

1点目に、補正予算では市民病院整備事業基本計画修正業務委託料として400万円計上されています。5月18日に新たな方策案を明らかにされまして、その後、本日の臨時議会までに定例会、2回の病院整備事業特別委員会で議論されてきました。しかし、なお温水プール跡地での建設が適正地であるかの検証には、なお確固としたエビデンスが得られていないところがあり、また市議会での議論も含め、市民及び守山野洲医師会、とりわけ肝心の病院との議論や合意形成も極めて不十分でありまして、行政が最も大事にしなければならない民主的な進め方になっていないことが問題だと考えます。このような状態の中での進め方では、早期建設を願う市民の願いに反しますし、引き続き、混乱と混迷を来すこともあるかと思います。改めて、この400万円の提案に当たり、建設地として適正なのかどうかの検証が十分だと考えておられるのか、また民主的な手続がなされないまま推進されることが市民の願う早期建設につながるのかどうか、市長に見解をお聞きます。

2点目です。病院事業管理者設置に関する条例改正及び予算案では、設置に伴う給与関

連予算が計上されています。この件につきましては、これまでの特別委員会の審議でも納得できる設置の必要性和根拠が明らかにはされていなかったと思います。市長は、私は専門家でないので、医療関係者になってもらうほうがいいと、特別委員会で答弁されています。一般論ではそうかもしれませんが、病院長は去る7月29日の特別委員会で必要かといえ、199床のこの中小規模の病院では要らないと思う、今の病院の現状を見れば、無駄な出費は避けたほうがいいと答弁されていますように、私はこの管理者の必要性について、市行政として真剣な検討がされてきたのか、疑問に思っています。改めて、設置の根拠と必要性についてお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 小菅議員の議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について、まず1点目、建設地として適正なのか、検証は十分と考えているのかとのご質問ですが、市長執行部としては、優位性や適正性、成立可能性が極めて高い最適地としてご提案しているところであります。また、その検証は十分かとの点についてですが、今申し上げた市長執行部の方針を基本計画に仕上げる作業でさらに検証して詳細化し、最終、専門家による評価委員会でご審議いただくことでさらに確証が得られるものと考えております。

また、民主的かどうかに関してですが、今回の予算は場所の決定を断行するためのものではなく、ただいま申し上げたように、計画案を策定するための予算であります。今、それをさせるか、させないかという入り口以前のところでご議論をいただいておりますが、既に一定十分なご議論をいただいた今においては、最適地であることの客観的で確たるエビデンスを掲載した計画を市民の皆様にお示しすることが重要であり、そうすることが議員のおっしゃる混乱から脱するためにも必要なことと考えるところであります。

また、市民の願う早期建設につながるのかどうかというご質問ですが、早期建設を願う市民の願いに速やかに応じるため、このように臨時に議会を招集申し上げたところでありますし、そのため計画素案修正のための補正予算案であるにご理解いただいたと考えております。基本計画が策定できたあかつきには、市民の皆さんと速やかにそれらの確証を共有させていただくことで、市民病院の早期建設につながるものと考えております。

次に2点目、病院事業管理者の設置の必要性について、小菅議員は特別委員会の審議でも納得できる必要性等が示されなかったとおっしゃいますが、2回目の特別委員会では、本来、公的に説明することを思案するような内容までを、滋賀医大や当該管理者就任予定

者のご理解を得て、ご説明申し上げました。したがって、繰り返しの感がございますが、新病院ではもちろん、今の野洲病院でも大変重要な医師確保の対策を滋賀医大と関係を充実させることでそれらを持続可能なものとするとともに、新たな市民病院の整備計画を全庁が一丸となって力強くかつ効率的に推進していくためにも、このタイミングで医療専門性と病院組織の運営を心得ておられるドクターに事業管理者を担っていただく必要があると考えているところであります。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1番（小菅康子君） 2点目の管理者設置について再質問をさせていただきます。

新病院の建設事業は、市長もおっしゃられているとおり、野洲市にとっては大事業であります。それだけに市民と議会、また医師会や行政の推進体制が医師と方向を共有し、同じ方向で進められなければならないと思います。先ほど質問しましたように、管理者の設置の是非についても、病院の現状を踏まえ、運営をされている病院側と市長とでは考え方に違いがあります。管理者の設置について、今、市長もおっしゃいましたし、また政策監からも滋賀医科大学からの医師の派遣、医師の確保も大きな根拠の1つであると説明されましたが、医師の派遣については、病院長との意見の違いがありました。その点については、私たちは素人ですから、何がいいとかいうことは分かりません。もちろん専門家が決められることですが、この点も含め、現場の病院との協議をきちんと進めた上で、この今回の条例、補正予算が出されるべきと考えますが、この点について、改めて市長のお考えをお聞きます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 病院内部との協議をしっかりと進めていくためにもというご質問でございますけども、私も野洲市の市長を務めさせていただいて、病院整備はもう最重要課題なんですけども、いろんな課題がございます。その中に真摯に真剣に毎日毎日取り組んでおります。その中で、病院整備にしろ、病院運営にしろ、いろんなものをそこへ全力を投入するということがままならない場合がたくさんございます。その中で、病院、医療関係者の方、そういう方に管理者になっていただいて、そして高所大所から病院全体の管理者として、管理者の立場で医療関係者に就いていただくことが病院の中での意見をまとめたり、いろんなことができるというふうに考えておりますので、そういう観点からいいますと、病院管理者は必要だというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 小菅議員。

○1 番（小菅康子君） 私の聞いたかったこととちょっと違っていた分があるんですが、市長及び病院長にお伺いします。

先日の全員協議会で、この間、協議の場が実質的にはなかったと事務部長の答弁がありましたが、このような状態でこの病院建設という大事業を進めていっていいのか、いけるのかということをどうお考えか、またどのように協議を進めていかれるのか、市長と病院長にお聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申し上げましたけども、管理者の設置をお認めいただいて、管理者に就いていただいた上で、病院の中でいろいろと整備についてもお話をいただいて、協議を重ねていきたいと。そのまず今は前段階というんですか、そのためにも管理者をお認めいただいて、これからスタートしていくということでございますので、その重要な局面において、管理者を中心に協議をしていただきたいということで必要だというふうに申し上げております。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） お答えします。

ちょっと市長と僕の見解が少し違うんですが、医療管理者に関しては、病院の予算とか、それから人事とかということであって、病院の整備に関しては、私もそうなんですけども、働いている全従業員の、やっぱりある程度コンセンサスを得ることが一番重要で、遠くから来ている人もいますし、それからいろんな通勤とか、そういう問題もありますし、それからいろんな労働条件とか。この前、ちょっと、あんまりうまく、きちんと詳しく言わなかったんですが、2025年問題なんて言ったので分からないと思って、もう一回今日ちょっとお話ししますが、2024年から医師の働き方改革が行われます。これで、僕らの若い頃の時間外労働が100時間を超しているのはざらにあったんですけど、これはもう当然駄目だということで、そういうことから、大学は今、労働裁量制で1時間働こうが、24時間働こうが、全く同じ給料で出るんですけども、それをちゃんとした普通の労働環境に戻そうということで人が足りなくなるんですね。そういうようないろんな問題が病院の中に山積しているわけです。そういうことを解決して欲しいので、新しい病院を急に造るための、まあ言うと、サポート役というのではむしろ先ほどから議題になっている、市長のサポート役をちゃんとしてもらったほうがいいので、病院の運営、管理に関しては、あまり直接的にはその病院の建築とは関係がないという具合に僕は考えていま

す。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣誠亮でございます。

議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）について、1回目、5点の質疑をさせていただきますので、各答弁要求者様におかれましては、お願いいたします。

では、最初の1点目です。私は、現執行部案の郊外型体育館横病院を推進すべきであると考えていますが、前回の採決においては、病院関連4議案に6月定例会最終日において反対いたしました。その理由は、定例会中の一般質問及び予算常任委員会でも述べていましたが、5月18日に現執行部案が発表され、従来の方針転換からわずか1か月半というスケジュール、そして市民懇談会も開催中ということもあり、市民への落とし込みが十分でないとするのが理由でした。そのことについては、現在どのように考えておられるか、お伺いいたします。今後は真剣に耳を傾けていただけるのかという意図も含んでおります。

2番目です。結果、市民懇談会も全て終了し、市民に広く関心事となり、公然化されました。事案の性質上、野洲駅南口整備を支持する市民、そして体育館横を支持する市民、両者はそれぞれ判断するのに端的に望む立地に占めるウエイトも大きいかと思います。また、それぞれメリット、デメリットがあり、総体的に全ての市民を納得させるだけの材料をそろえることは難しいかと思います。今後10年経過したとしても、意見の一致を見ることはないのではないかと思います。もはやここに至っては、採決の環境が整ったと当職は考えておりますので、速やかに方向を決断すべきであると思いますが、本件については、先ほどの1点目は市長に、ただいまの質問については市長、そして市立野洲病院院長に求めます。

3点目は病院長にお伺いいたします。病院長は政策的に立地場所として野洲駅南口が最適であると内心で考えておられるように、当職にはうかがえます。これまでの公式会議において、市長及び健康福祉部医療政策課とは見解の不一致が多く見られましたが、今回、予算が成立した際には、新立地については市長案に全面的に協力していただき、また病院に貢献していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

4点目は、ただいまの前段の質問ですが、病院長の答弁をお聞きになり、健康福祉部政策監としてはどのような所見を持ったのか、お伺いできればと思います。

最後に5点目ですが、現状、自身の業務遂行に当たって一番憂慮、心配なことは何か、

市立野洲病院長、そして健康福祉部政策監にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 稲垣議員の議第65号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）についての1点目のご質問にお答えいたします。

6月定例会での反対理由は、市民の落とし込みが十分でないとする理由であったが、そのことについてどのように考えているのかについてお答えいたします。6月定例会での否決という結果を真摯に受け止めて、その後、引き続き7か所のコミュニティセンターで開催した市民懇談会を終え、市民の皆さんから多くのご意見をいただきました。その結果、全容をご報告申し上げたとおりで、賛成意見だけでなく、反対意見もいただきましたが、引き続き根拠ある説明を尽くすことで、新たな整備場所において、早期かつ確実な整備を進めていくことが可能であるとの思いも深めたところでございます。

次に、2点目の採決の環境は整ったと考え、速やかに方向性を決断すべきのご質問にお答えいたします。市民懇談会の後に、市議会においても特別委員会を開催いただき、市民病院の新たな整備場所と病院事業管理者を設置することについて、徹底した議論をいただき、関連議案の再度の提案の準備が整ったと判断いたし、今回の議案を提案したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 2点目の質問にお答えします。

市議会での採決のタイミングでございますので、病院長としては、私はいつがいいというようなことを申し上げることではないかなというふうに考えております。

新しい立地がどこになるかはまだ未確定というか、確定はしておりませんが、もしここで予算が通って、新たな立地場所でやるということであれば、先ほども何回かお話ししているとおり、そこに最適な病院をもっと整備部とディスカッションした上で、基本計画をきっちと練った上で、大きな赤字が出ないような病院運営というのをきっちと最善を尽くして、できるような環境をつくって、公務にも、市に迷惑がかからないような形で運営していきたいという具合には考えております。

一番心配な点というのは、これはもう前から何回も言っているんですが、耐震性が、やっぱり一番の問題で、病院の造り方も前も言いましたけども、非常に古いんですね。4人

部屋、6人部屋というような、こういうところを早く改善して直すべきだというのは、私の前からの意見であります。今おられる患者さんに対しても、安全な医療を提供できるようにしっかりと対策を練っているところで、今年もエアコンディショナーのいくつかがちよっと不調を来たしておりますので、それをぜひ今年は直したいという具合に考えていますし、いろんな意味で、かなり老朽化も進んでいるということとはご認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

今現在、野洲病院長のほうから3点目のご答弁がありましたけれども、これを受けてどのような感想かということでございますが、市長執行部としてご提案申し上げております体育館横の温水プール跡地での新たな整備方針につきまして、関連予算をお認めいただき、速やかに基本計画の成案化作業について、市民病院はもとより、関係機関との協議を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

また、5点目のご質問でございます。

自身が一番憂慮している、心配していることは何かということでございますが、まずもって速やかに新しい病院整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますのと、新たな整備場所での事業を進めていくということに尽きるというふうに考えております。このことから、6月定例会での関連議案の否決を受けまして、検証させていただき、今回ご提案申し上げます予算議案、条例議案、再度ご提案申し上げたところでございますが、いずれの関連議案につきましても、事業推進に必要不可欠なものでございます。まずは、この議案を全てご承認いただき、成案化の作業を進められるようお願い申し上げたというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時29分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 基本計画の成案化作業におきましては、再三ご説明申し上げておりますとおり、病院の現場サイドの関係部門とも十分協議をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。先ほど病院長のほうからご答弁されたとおりでございます。対応させていただくということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございました。

3点ほど再質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、これ、市長と病院長にそれぞれお答えいただければありがたいと思います。1点目ですが、現在様々な要因によって、自治体の野洲市として、集団としての能力の著しい低下、これは当職は感じていることですが、著しい低下があること、市長が認められるか認められないかは分かりませんが、今回、残りの任期まで時間的余裕がない状況があります。今回この予算が可決した場合においても、非常事態が、厳しい状況が続くことになると思うんですが、この認識についてはどのようにきょうつうでしょうか。ご意見をお伺いできればと思います。

2つ目は、私はこの非常事態の解決のためには、実際に整備業務を担当する健康福祉部医療政策課、そして病院当局との協力体制をしくことというのは絶対要件になると考えています。現状、事務部長におかれましても、政策監におかれましても、同じ市の職員でありながら、意思疎通が従前に図れていないということが、私、大変悲しいことであると思いますし、無益なことであると思っています。再統合を図るにはどのようなことが必要であると思うか、これは政策監と病院事務部長にお伺いしたいと思います。

3点目は病院長にお伺いしたいと思っています。何度かその病院当局の方々とお話しさせていただいたんですが、病院長は大変よい部下をたくさんお持ちだなと私は思っております。職員にとっては誇りの院長であるのかなと感じるところであります。私も力の及ぶ限り、病院職員の方々の権利を擁護して、守っていきたいと感じております。病院長、仮に前川副院長が、仮にです。私がそう感じているだけなので、それに対してお答えいただけたら結構です。仮に、前川副院長が事業管理者に就任された場合、病院長は、今現在、副院長ですので、今度は上席になるわけですが、そうなった場合でも今までどおり病院運営に励んでいただけるのかどうか、お伺いできればと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現在、様々な要因があつて、能力の著しい低下がある、残りの任期、時間がなく……。

○17番（稲垣誠亮君） 能力のない、集団としての。

○市長（栢木 進君） 集団としての。厳しい状況になると思うがどう考えるかというご質問でございますけども、議員もそうです。私ら首長もそうですけど、4年の任期という4年という1つの縛りがございます。生意気なことを言うわけやないんですけども、政治家というのは、次の4年後のことを考えて仕事をしようと思うとなかなか思い切ったことができない場合が多々あるというふうに私は思います。だから、市民と言うと語弊があるか分かりますけど、もちろん市民のいろんな声は聞かないかんのですけども、やはり思い切ったことをして、前へ事業というものは進めていかないかんということです。任期があと何年だとか任期がどれだけということは、一切考えずに邁進していきたいというふうに考えております。その結果が、例えば任期中にできなかったとか、任期までにいい形ができたとか、それはいろいろあると思うんですね。

でも、病院事業に至っては、やっぱり時間もかかることもございますので、どこまで進められるかというのは、私一人が決められるものでもなく、今日、こうして臨時会を開かせていただいて、一步でも半歩でも前へ進めさせていただくということが早期病院を望む多くの市民の皆さんのお答えに沿って進めていけるのではないかなというふうに思っておりますので、それは議員の皆さん、それをしっかり受けた上で採決に臨んでいただけたらいいというふうに思っております。とにかく私にしてみたら、私の任期がどうのこうのじゃなくして、いかに市民が望むことを一日も早く進めていくかと、それが最適な方法で最適な場所で進められるかということを、一生懸命それに邁進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 福山野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君） 今の市長とほぼ同等なんですが、病院に関して言えば、場所があんまりはっきりしていない、それから建設時期もはっきりしていないということになると、前もこれ、特別委員会のほうだと思うんですが、お話ししたと思うんですけども、やはり常勤の医師というのを連れてくるというのは非常に大変なんですね。どこかの病院を辞めさせないといけない。先ほどもちょっと言いましたけども、医師の働き方改革もあつて、大学がなかなか人を出さなくなりつつあるんですね。今も、非常勤の先生が来

年1年は常勤でいるけど、再来年は保証がないと言われたという具合に言っています。そういうような状況ですので、やはりできれば、ほかの職種も同じなんですけども、ぽつぽつとは看護師さんなんかは減っているということは認識していますし、やはり上層部がきちっと割合、先ほど議員も言われたように、きちっとまとめてくれているので、割合、病院としての運営はうまくいっているんですけども、発展するという形からいくとなかなか難しいという具合に考えています。栢木市長が早く決めて、断行したいと言われるのであれば、それはそれで、はっきりしますので、そこでまた、先ほど言いましたけれども、できるだけのことはしたいという具合に考えております。

それから、実名を出されて、ちょっと僕も愕然としているんですが、人事のことですので、ここで僕がどうこうと、その人がどうこうだというのはまずいので、コメントは差し控えたいと思います。これ、ちょっと、決まってからなら別にいくらでも何とでも言いますけども、少しここで答えるには適當ではないという具合に考えますので。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 稲垣議員からのご質問で、病院との現場サイドとの協力体制を今後どういうふうに構築していくのかというようなご質問かというふうに認識しております。

まずもって、5月の段階で、特別委員会に協議をさせていただきました市民病院整備の新たな方策につきましては、従来の方針から大きく政策を変換した提案でございましたので、ある意味戸惑いという部分が現場サイドであったのかなというふうにも認識しております。しかしながら、一方で、議会でのご説明をさせていただき、市民懇談会7学区での説明を仕切ってまいりました。そうした声を踏まえまして、今回再度提案をし、基本計画の成案化に向けた検討を進めていくということをぜひご了解いただきたいというふうに思っておりますのと、そのことについては、先ほど来ご説明を申し上げますとおり、病院サイドとも十分協議を進めて、最後11月には評価委員会、特別委員会を踏まえて、12月の事業化予算に臨んでいきたいというふうに考えております。

こうしたことから、これまでの対応に不都合があったのではないかという点につきましても、十分考慮させていただきながら、協力をいただけるような体制を組んで進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 武内市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君）　今の布施政策監と同じご質問にお答えさせていただきます。

やはり、何といっても、いかによい病院を造っていくというのが最大の目標でございますので、整備担当と協力しながら、ベクトルを合わせながらというんですか、そのためには、やはりコミュニケーションが一番必要だと思いますので、そのコミュニケーションを図ることを基準にしながら、お互いに協力し合いながら頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　稲垣議員。

○17番（稲垣誠亮君）　ありがとうございました。

政策監と病院事務部長におかれましては、本当に一言でコミュニケーションといっても、それがなかなかできていなかったわけなので、難しいかとは思いますが、努力を最後まで惜しまずに、最後まで諦めずに対話を続けて、市長を含めて対応を続けていただきたいと思いますが、決意のほどを政策監と事務部長に問います。1点目、しつこいですが、お伺いしたいと思います。

2点目、最後になるんですが、先ほど一般的に人事案件なんですけども、総体的に公然化されているところがありましたので、私、ちょっと職位を含めて述べさせていただきましたが、では、ちょっと質問を変えたいと思います。病院事業管理者が、誰か分かりません、新たに就任された場合、病院長はその方を上席として、今までどおり、病院運営に励んでいただけるか、純粹にお聞きしたいと思います。先ほど誰かの質疑の中で事業管理者を置くことを容認されるかのような発言も、すみません、私の聞き間違いでしたらあれですけども、あったようにお伺いしましたので、設置されても今までどおり病院運営に励んでいただけるか、お伺いできればと思います。

○議長（荒川泰宏君）　福山市立野洲病院長。

○市立野洲病院長（福山秀直君）　再度の質問にお答えします。

別に誰というわけじゃなくて、以前にも何回かこれ、お話ししているとおり、200床以下の中小病院に関しては、基本的には病院長が管理者も兼ねているところがほとんどで、別に2人でやっているというわけではありません。いや、さっき、ちょっと勘違いされているのは、市長と僕が医療管理者に関しての説明が違うということをやったんです。市長は病院を造るためにという説明をされたので、僕は違う、病院の中の管理ですよという話

をしました。ただ、管理の量が、はっきり言うと、いろんな事務処理がそんなに多いわけではないわけですね、小さい病院であれば。ということで、必要がないという具合に前もお話したと思います。

ただ、この議会でもし可決されるのであれば、別に僕はちゃんと一緒にやるべきと思っています。上席、下席は別に、上、下ではなくて、一緒にやればいいので、自分でやっていることを、さっきも一番最初にも言いましたけど、省くことができるわけですから、省くと言ってもそんなに多くはないんですけど、いろんな医療の関連性の、例えば医療連携にしても、それなりに一生懸命やっているわけでもありませんし、取りあえずはもうこの病院と、それからコロナに対して何とかしないといけないということで一生懸命やっているの、毎日どこか壊れたとかということもありますし、そういうようなことは、どうせ管理者がいても、いなくても病院長も同じように仕事をするということになるので、あまりそういうことに関して、どうこうというように肯定する理由はありません。あえて言えば、前から問題になっているように、予算が多いとか、そういうちょっと今年はいろいろあって、病院が大分赤字なんですね。そういうのもあるので、ちょっと大変かなということとは前もちょっとだけ言ったと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 稲垣議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、先ほど来ご答弁申し上げているとおり、病院現場サイドとも十分コミュニケーションを図ってまいりたいというふうに考えておりますが、冒頭稲垣委員からご質問いただきましたとおり、一番憂慮、心配しております点につきましては、当該事業を推進していくためにも不可欠な今回ご提案申し上げます議案について、全てご承認を賜りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 武内市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（武内了恵君） 私も、先ほど申したとおり、協力してやっていきたいということで、よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第６３号から議第６８号までについては、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第６３号から議第６８号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第６３号から議第６８号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午後２時４９分 休憩）

（午後３時１０分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、議第６４号について、第２番、田中陽介議員。

○２番（田中陽介君） 第２番、田中陽介です。

議第６４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第８号）原案に対して、賛成の討論をいたします。

この病院整備については、進め方の問題、庁内合意形成の問題等、いろいろ課題があります。今まで駄目であったから、今回も駄目であると言うのは簡単なことなんですけれども、しかし長い時間をかけて、時を失うわけにはいかないと思っております。今回、議案質疑、答弁において、これからもしっかりコミュニケーションを取って協議いただけるという回答がありました。どちらも、整備課、病院、いろいろあるとは思いますが、結論ありきの報告、ガス抜きではなくて、対話、協議して、本当にどういった病院を造っていくのかというようなプロセスをしっかりと見させていただきたいなと思っております。もちろんその中身について、賛成、反対、認めたとか、そういうことはありません。この計画をつくるということに対しての予算、こちらを認めていきたいと私は思っております。これを、議案をもって、野洲が１つになって、よりよい整備に向けて、少しでも進むことを期待して、今回この予算を認めたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第６５号について、第１５番、橋俊明議員。

○１５番（橋 俊明君） 第１５番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第６５号令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）につきまして、原案に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

栢木市長は、市を二分する野洲市民病院問題において、解消すると公約をしながら、その公約とは裏腹に、二分の原因をつくり出しています。現病院敷地での建て替え、その断念に始まり、市有地３か所での比較検討、駅前Ｂブロックでの整備、熟考の果ての温水プール跡地整備、そして温水プール跡地整備に関連する議案の否決、そして今回の議案の再提案、今回は背水の陣であり、連続しての否決となれば、市政は混迷することになり、その責任は重大であると私は受け止めております。

今回の補正により、野洲市民病院整備基本計画修正業務委託料４００万円が計上されておりますが、そもそも野洲市民病院整備基本計画につきましては、令和３年度に駅前Ｂブロック整備の基本計画として策定されたもので、この策定支援業務に１，０２３万円の委託料を支払っております。この基本計画は未定稿で、一般質問において機関決定されたものではないと市長は答弁されております。機関決定されていない計画を修正するということは、論理的に矛盾していることが明白であります。昨年３月の令和３年度野洲市病院事業会計予算に対する付帯決議におきまして、根拠や医療ビジョンをその都度、議会や市民に明らかにして、より計画的で慎重かつ丁寧に進められる趣旨の決議内容とも相容れないものであると判断いたします。令和３年度の１，０２３万円の支援業務の支払いは、成果物の内容から見ても大いに問題があり、８月議会の決算審査でも我々は徹底追及していきませんが、今回の修正はそうした問題を隠蔽する意図があるのではないかと推論されるところであります。

プール跡地整備の内容は決して評価できるものではありません。エビデンスが確立されておられませんし、あまりにもにわか仕立てで考えたものの、無理があります。今回での市民への説明会でも、先ほど述べましたとおり、市を二分する課題が浮き彫りになり、その根が深いことも再確認されたところであります。また、野洲市の医療に大きく貢献されている医師会との調整、国体との兼ね合いなども懸念材料となるなど課題山積の状況であります。

以上のことから、今回の修正業務は熟度が足らないと判断されることから、補正予算に反対するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第２番、田中陽介議員。

○２番（田中陽介君） 第２番、田中陽介です。

議第６５号令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）について、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

先ほど討論いたしましたように４００万円の設計予算については、先ほどのとおりでございます。また、この案については、管理者の部分も入っております。執行部には、これは医師として、そして管理者として、非常に大きな権限と責任を持つ役職をつくるということの重大さを感じていただきたいと思うとともに、この議会に対して、それは市民に対して約束された、さらなる医療サービスの質の向上、そして医師と組織力の向上、そして病院の価値の向上など、しっかりと現場と整備方との連携を行い、市民のための病院を造るために働くという、本当の実務の職であるということを認識していただく。そして、その費用対効果、そしてその効果が常に議会でも検証されるべきものであると考えております。

今回、執行部提案の効果、それがしっかりと本当に果たしていただけることを信じ、それをしっかりと検証していくことも含め、この予算を認めたいと思います。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第６６号について、第２番、田中陽介議員。

○２番（田中陽介君） 第２番、田中陽介です。

続けて失礼いたします。

議第６６号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、こちら原案に対して反対の討論をさせていただきます。

今回、規則による基本設計の成立をもってして施行するとありますが、全員協議会の答弁であっても基準はまだ決まっていないような曖昧なことでした。この成案、成立というのがどのようなことなのかというのははっきりしていないということです。現在このようにいろんな決定、約束が覆ったりされている状況下ではきっちり担保されることが必要で、曖昧なまま進めることはお互いの誤解を招く危険性があります。私は議会による議決の機関決定、これは市の機関決定をもって成立とするものであり、このような条例変更するのであれば、きっちりと変更され、または変更前のものでもいいんですが、それがしっかり何かで決定されて、議決によって前へ進むと決まった時点でそれを成立とみなすとするのが望ましいと思っております。

よって、今回はあくまで基本設計の修正段階でありまして、まだ確定は一切しておりませんので、現状の条例のままでいくのが妥当かと思っておりますので、ご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、新誠会、益川教智です。

議第66号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案に対して反対の立場で討論させていただきます。

本議案では、病院位置の改正が提案されております。前回定例会において反対いたしました、今回の提案は前回と異なる点がありまして、それに関しても反対理由を述べさせていただきます。先ほどの田中議員の討論でもありましたが、今回施行期日について、規則に白紙の形で委任されています。この問題点については、先ほどの執行部との質疑の中でもこのような提案が適切かどうかということを重ねて副市長にお尋ねしましたが、全員協議会での発言とは異なり、可能であるということでありました。つまり、決して適切ではないやり方での提案がなされようとしています。また、提案理由としまして、監査委員からの指摘を受けて、そごを解消するために提案してきたということを言っておられますが、前回の定例会において、監査委員である東郷議員が理由を述べた上で反対に回っておられます。つまり、そもそもこの提案は、監査委員の指摘をしっかりと受け止めていられない、しっかりと分析していない状態において提案されたものであり、そもそもこの提案自体は失当であるものと思います。

以上をもって反対理由といたしますが、なお、今回、前回否決された4議案について提案されていますが、予算について基本計画の修正については、稲垣議員が市民説明会が終わり、一定周知されたということで、その点については、もしかしたら状況は変わったのかもしれませんが。ですが、この条例改正について、この位置の改正の必要性、また病院事業管理者設置の必要性に関しては、先の定例会で十分に議論した上でそれぞれが賛成、反対とされたはずで、議員各位の一貫性のあるご判断をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第67号について、第8番、東郷克己議員。

○8番（東郷克己君） 第8番、新誠会、東郷克己でございます。

議第67号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案に反対の立場で討論をいたします。

病院事業管理者を置くための条例改正については、6月議会及び先般の病院整備事業特別委員会においても、懸念を繰り返し伝え、特に特別委員会では懸念解消に向けた話し合いも提案したところであります。先日の全員協議会において、話し合いは持っているとの回答で、懸念は当たらないという趣旨の説明がございましたが、様々な場面で意思の疎通が図れていない実態が露呈している中、6月議会での否決から1か月余りしか経過していないこのタイミングでは、十分な時間を取ったとは言えず、権力の二重構造に陥る危険が大きいと判断せざるを得ません。

全員協議会での質疑に対し、市長は、病院建設に向かう現段階で管理者の役割は非常に大きいと、その重要性を強調されました。重要な立場、役割であればなおさらのこと、当事者間で理解を共有し、一丸となって事業を進めていかねばなりません。本日の議案質疑への答弁では、意思疎通について一定改善されたようにも見えますが、一方でこうした様々な情報を共有し共通理解を深め、またビジョンを共有するには時間や話し合いの回数等も重要な要素であります。懸念が完全には解消されておらず、また解消のための努力もまだまだ道半ばの状況下で本議案が提案されたことは時期尚早であると考え、反対討論いたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第11番、山崎有子議員。

○11番（山崎有子君） 第11番、山崎有子です。

議第67号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

賛成討論をいたします前に、野洲市内におきましても、コロナ感染者が急速に増え、現在、市立野洲病院の福山病院長をはじめ、医療スタッフ、事務スタッフの皆様には診療に多大なるご努力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。本当にご苦労までございます。

私は、野洲病院事業管理者を置く必要性を3点について考えました。

1点目は、野洲市民病院を受診する患者様の立場からです。野洲市民病院の役割は、一次、二次救急、24時間365日受診できること、開業医さんから紹介されて、検査や受診できること、在宅医療をサポートしてもらえることです。さらに、ここは大事なところですが、重度の疾患については、滋賀医大はじめ、三次、四次救急病院での入院、治療ができるように、そして退院された後も市立野洲病院で入院や治療が継続できるように連携がしっかりできていること、これが重要です。これらがしっかりできていることは、市民

の皆様の大きな安心と病院に対する信頼につながります。現在もご努力していただいておりますが、将来、今、実力のあられ、力のあられる福山病院長が関わられておられますが、この先はどうでしょうか。構築された他の大きな病院との連携を今後も引き続き、しかも将来を見据えて対策を取る必要があると考えます。

2点目は、働いてくださるお医者様の立場からです。重症の患者が出た場合に、連携の取れている滋賀医科大学、ほかの病院で診てもらえるという安心感、それは難しい病気を持っている方の治療についても相談できるという安心感があれば、若いお医者様にとっても野洲市民病院が大変働きやすい環境になると考えます。

3点目は、今後病院、特に200床以下の病院の経営は厳しくなっていくと思われまます。新たに自治体病院を建てるということは大変なことです。バックアップが必要であると考えます。

以上3つの点で、県内唯一の滋賀医科大学との連携体制をしっかりとつくっていかねばならないと思います。いくつかの科の医局から医師を派遣してもらうことはもちろん大切なことですが、一番重要なことは滋賀医科大学として野洲市民病院に対し連携、バックアップしていただくことです。病院事業管理者はそのパイプとしての役割をしていただくことになるのではないかと思います。これから新たに造る野洲市民病院が将来にわたって安定的な運営、経営をしていくために、何としても病院事業管理者を設置していただきたいと思います。議員の皆様には賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、第17番、稲垣誠亮議員。

○17番（稲垣誠亮君） 創政会、稲垣誠亮でございます。

野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議第67号について、賛成する。

採決に臨むに当たり、4段にて論じたいと思います。

今回の採決は、3期議員生活の中で一番悩み抜き、行動したものとなりました。

まず、1段目から開始させていただきます。今回の、上程側、すなわち事業管理者を設置したい、あえて私は市役所本店と呼ばさせていただきますが、市役所本店側、そして病院当局側おのおのと協議をさせていただき、慎重に審査を行いました。

なお、既に述べるまでもありませんが、既に公然化されていることではありますが、相互の意思疎通関係は成立しているとは言い難い状況であった。これ、当職の私見ではありますが、前提といたします。

まず、病院事業管理者の必要性について、上程側である市役所本店、健康福祉部医療政策課政策監、同じく次長、そして病院事業管理者就任予定者である市立野洲病院副院長、私がそう認識しているだけでございます、と3者協議を行いました。その結果、当職が感じたことを、自身の責任において説明したいと思います。本市を取り巻く現在の状況を鑑みるに、後期スケジュール、政治的問題がありますが、現在の病院事業管理者である栢木市長は医療専門職ではございません。これから待ち受ける様々な困難な課題を2年という残りの任期において、一定の成果を出すことは極めて難しいと判断していることであります。具体的には、新病院開院時における滋賀医大との関係強化による医師確保、評価委員会の開催、基本計画、実施計画等の策定でございます。また、野洲駅南口での整備を目指す病院長の指揮の下では、現在の市長提案の進展に憂慮をしているように感じました。これは、私が一方的に感じたことを述べさせていただいております。

次に、事業管理者を受け入れる側である病院当局側とも6月定例会終了後、市立野洲病院長、市立野洲病院事務部長他、プロパー職員と協議を行いました。その結果、当職が感じたことを同じく先ほど同様、自身の責任において述べたいと思います。病院側は、そもそも病院事業管理者は不要であり、市立野洲病院長は野洲駅南口における開業が望ましい意向を持っていることがうかがえました。ただ、議会でも述べられておられるとおり、場所を決めるのは野洲市本店であり、場所が正式に決まった以上、協力を行い、業務を遂行するとの意向を持っているように伺いました。また、その際は当然のことではありますが、整備ありきではなく、病院当局側の意見も十分に聞いてほしい感が伝わってまいりました。私は大切なことであると認識しました。

2段目として、病院を運営する上で重要な病院当局職員の支持についてであります。病院事業管理者就任予定者である、これも私が勝手に思っているだけでございますが、市立野洲病院副院長、そして市立野洲病院長を今回当事者として対象とさせていただきました。病院事業管理者就任予定者である市立野洲病院副院長については、赴任4か月ということもあり、未知数ではありますが、過去の実績については評価することが大変できました。一方で、市立野洲病院長については、事務部門、これは市役所からの派遣組、プロパーを含め、またコメディカルの筆頭である看護部門における現体制において病院長のトップとしての続投の声が非常に高いように感じました。すなわち、これからの市立野洲病院に一番福山病院長は欠かせない存在であると思料いたしました。医師の確保についても、こちらは私も共鳴するところではありますが、医局に完全に従属、依存せず、医局とは緩やか

な関係を維持しつつ、自治体病院としては、少数的な独立系として医師確保に努めようといわれているところは大きく、病院当局に大きな果実をもたらすことになるのではないかと大変支持しております。

次に、３段目として、しかし今回、苦渋の決断をしなければいけない状況が現実としてもあります。もともと当職の原点は３期にわたる野洲駅南口外における病院整備であります。病院整備を進める実働部隊は健康福祉部医療政策課であります。そして、市長は先ほどの答弁で、任期は気にしないと言われていらっしゃいますが、現場はそうではありません。早期の策定を理由とすれば、加速度的に業務を同課に行っていただく必要がございます。そこに時限、時間の限界である残りの市長任期を考えると、健康福祉部医療政策課への側面支援を行わないということは計画の頓挫を意味することになり、自身の選挙公約を果たせないということにもなり、今回、福山病院長の圧倒的な存在感を認めつつも、政治的判断として、本条例に賛成する以外に選択肢がないことになりました。

結論として、私は福山病院長の医療政策に大変敬意を払っています。また、いろいろな会話の中で、事業管理者就任予定者である市立野洲病院副院長とは、もともと知己があられるそうで、副病院長の大学教授時代の授業にも福山病院長は客員教授として担当されたと伺っています。福山病院長におかれまして、私はこれも私が勝手に想像していることですが、内心、不本意なところも多々あるかと思いますが、副病院長と当局内で今後協力体制をしいていただき、本日をもって新たな新秩序としていただきたいと思います。それが達成され、福山病院長とともに、工事の着工を共に在任中に一緒に迎えたいと、私、当職は考えています。今後も病院長として委員会や、行政手続上これは分かりませんが、議場にも答弁要求者とされれば、今後も教えを請うていきたいと思います。市長におかれましては、福山病院長は今後行動してくださる方だと私は厚く信じております。事業管理者以上に新客として福山病院長を遇していただきたいと思います。

以上、討論としたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第６３号から議第６８号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第６３号から議第６８号までの採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対みなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第６３号専決処分につき承認を求めることについて（令和４年度野洲市一般会計補正予算（第７号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第６３号は原案のとおり承認されました。

次に、議第６４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第６４号は原案のとおり可決されました。

次に、議第６５号令和４年度野洲市病院事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第６５号は原案のとおり可決されました。

次に、議第６６号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、市立野洲病院の位置を改めるものです。本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第６６号は原案のとおり可決されました。

次に、議第６７号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、病院事業管理者を設置するものです。本議案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（荒川泰宏君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進君） 令和4年第4回野洲市議会臨時会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、臨時会にご参集を賜り、誠にありがとうございました。また、本日提案いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全てお認めいただき、誠にありがとうございます。市民病院整備、病院事業管理者に関連する補正予算案並びに条例改正案をお認めいただきましたことは、大きな前進であると考えております。今後もさらに議会をはじめ、市民の皆様への丁寧な説明に努め、様々な課題を解決しながら、早期の整備に向け、次の段階へ計画を進めてまいりたいと考えております。

最後に、議員の皆様には、まだまだ厳しい暑さが続きますが、健康には十分ご留意をいただき、引き続き市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、令和4年第4回野洲市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。（午後3時51分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

令和4年8月12日

野洲市議会議長 荒川 泰 宏

署 名 議 員 石 川 恵 美

署 名 議 員 村 田 弘 行